＜論　　説＞

リレバンの成果と中小企業金融の課題

数　阪　孝　志

はじめに

2003年3月に金融庁が公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」は，その後2次4年間にわたる取組みとして，中小企業金融，地域金融に新たな展開をもたらす契機となった。もともと，02年10月の金融再生プログラムにおいて，主要行に対しては不良債権処理を通じた経営体質の強化が求められたが，地域金融機関については主要行と異なる特性を有する「リレーションシップバンキング」（リレバン）を追求することを基本として検討が加えられることとなり，半年後に基本方針が打ち出されたのであった。

2次4年間にわたるアクションプログラムは07年3月末に終了し，07年度以降は「恒久的」枠組みの下で，地域密着型金融の持続的な取組みを強化する方向性が打ち出された[1)]。その際，地域特性や金融機関の主体的力量等を無視して一律の内容を求めるのではなく，「地域密着型金融の本質に係わる」3点を共通の重点課題とすること，その重点課題を各金融機関が「自主的判断」に基づき具体化すべきであることが明記された。その3点とは，(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化，(2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底，(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献，である。すでに各機関は新たな方針の下で動き始めているが，ここでこの間の取組みを総括するために振り返ってみる必要があるだろう。

それは，リレバン方針が打ち出された背景は何だったのか，その効果はどのようなものであったのか，リレバン推進においてどのような問題点が残されたのか，である。本稿は，これらの課題に対する基本的な視角を探るものである。

1. 中小企業金融の推移

第1に検討すべき課題は，リレバン方針が打ち出された背景である。この点を中小企業金融の推移からみていこう。

北海道拓殖銀行や山一證券の経営破綻が起こったのが1997年11月，その翌年には日本長期信用銀行，日本債券信用銀行の経営破綻，特別公的管理による処理，多額の公的資金を投入した金

融危機への対応等，未曾有の事態が起こる。景気基準日付によれば97年5月に山を迎えた景気はその後99年1月の谷まで減速する。

景気が山を迎える5月の前の97年3月末からリレバン方針が提起された03年3月までに，国内銀行（銀行勘定）＋信用金庫の中小企業向け貸出金合計[2)]は300兆円から235兆円まで21.6%もの減少を示した。なお，その後も減少を続け，05年6月末には212兆円にまで落ち込んでいる。

この65兆円の貸出金減少に対して政府系金融機関（とくに中小企業向け貸出を担っている国民生活金融公庫，中小企業金融公庫および商工中金）が補完しているか，つまりこの間に貸出金を増加させているかというと，むしろ政府系3機関の貸出金合計もこの間減少を示しており，中小企業にとって貸し渋り，貸し剥がしという言葉で表現されたように，急激な貸出金残高の減少が発生したのである。

その65兆円の貸出金減少を業態別にみると，都市銀行が約19兆円で減少額の29.2%を占めている。地方銀行は13.2%，第二地銀は13.7%，信用金庫は12.9%である。なお，97年3月末と03年3月末を比較した業態別にみた中小企業向け貸出金の減少幅は，都市銀行17.5%，地方銀行11.2%，第二地銀26.7%，信用金庫16.8%である。第二地銀の減少幅が他に比べて大きくなっているが，この間の経営破綻等による銀行数の減少を考慮し，地方銀行と第二地銀の両業態を合計した地域銀行としてみれば減少幅は15.9%となる。

つまり，97年3月末から03年3月末までの6年間で，中小企業向け貸出金は21.6%と大幅な減少を示しているが，これを出し手の金融機関の側からみると，都市銀行17.5%，地域銀行15.9%，信用金庫16.8%と，業態によって減少幅に大きな差があらわれていない。

65兆円の減少のうち国内銀行（銀行勘定）＋信用金庫分以外の残り31%を占めるのは，長期信用銀行と国内銀行の信託勘定による貸出金の部分である。ただこれらは，中小企業向け貸出金減少の大きな要因であるが，同列に論じられないので，ここでは4業態の減少に焦点を絞ることとしよう。

景気要因や金融危機による金融機関側の行動変化が中小企業向けの資金需給に大きな変化をもたらしたことは明らかであるが，6年間の各業態の減少幅が上で見たように都市銀行，地域銀行，信用金庫で有意な差がでていないということは，都市銀行だけが中小企業向け貸出を減少させたという評価を下すことはできないということにもなる。もちろん，減少額は約19兆円，全体の29.2%を占めており，最大部分であることは事実であるが，それはもともと貸出金残高が大きかったことに依るといえる。

97年3月末の国内銀行＋信用金庫の中小企業向け貸出金合計300兆円のうち都市銀行は108兆円，36%を占めており，最大の資金供給者であった。03年3月末までの6年間は，都市銀行内で北海道拓殖銀行の経営破綻に限らず，金融持株会社設立による経営統合，住友銀行とさくら銀行の合併など，かつてない規模で都市銀行の再編が進んだ時期であった。店舗や人員の整理，

合理化と同時に不良債権処理も進められ，厳しい時期であったことは事実であるが，中小企業向け貸出金の減少幅は17.5%と地域銀行，信用金庫と比べほぼ同水準にある。どこか特定の業態が大きく中小企業向け貸出金を減少させたというのではなく，主な資金提供機関が軒並みほぼ同じ調子で減少させていることからすれば，中小企業の信用リスク増大に対して同程度の反応を示したともいえる。

2. 中小企業数の減少

中小企業向け貸出が急速に減少した97年から03年までの間に中小企業に何が起こっていたのか，その点を総合的に検討することは本稿の課題を超えるので，ここでは企業数の変化に焦点を当ててみてみよう。

表1はこの間の中小企業数の減少を示している。

表1　中小企業数の減少

		中小企業数	うち小規模企業
企業ベース	1996年	5,072,922	4,483,576
	2004年	4,326,342	3,776,863
	変化	−746,580	−706,713
	減少率（%）	−14.7	−15.8
うち会社のみ	1996年	1,637,439	1,18,947
	2004年	1,508,194	1,091,697
	変化	−129,245	−90,250
	減少率（%）	−7.9	−7.6

注）1. 企業ベース＝会社数十個人事業所（単独事業所および本所・本社・本店事業所）とする。
2. 1996年は常用雇用者300人以下（卸売業は100人以下，小売業，飲食店，サービス業は50人以下），資本金1億円以下（卸売業は3,000万円以下，小売業，飲食店，サービス業は1,000万円以下）の企業を中小企業とする。
3. 1999年以降は，中小企業基本法改正後の定義に基づき，常用雇用者300人以下（卸売業，サービス業は100人以下，小売業，飲食店は50人以下），又は資本金3億円以下（卸売業は1億円以下，小売業，飲食店，サービス業は5,000万円以下）の企業を中小企業とする。
4. 小規模企業は常用雇用者20人以下（卸売業，小売業，飲食店，サービス業は5人以下）の企業とする。

出所）中小企業庁『中小企業白書』各年版より。

ただし，この表を読むには次のような注意点が必要となる。第1に『中小企業白書』付属統計資料に基づいているため，97年・03年の数値ではなく，それぞれ1年前と後の96年・04年の数値となっている。第2に，この間に行われた中小企業基本法の改正によって，表1の注記にあるように96年と04年とでは中小企業の定義に相違がある。96年時点では，資本金規定では「1億円以下（卸売業は3,000万円以下，小売業，飲食店，サービス業は1,000万円以下）となっているが，04年時点には「3億円以下（卸売業は1億円以下，小売業，飲食店，サービス業は5,000万円以

下）」に範囲が拡大されている。定義上の範囲が拡大されたとはいえ，企業数減少の大層を占める小規模企業については共通に含まれていることから，評価を下すのに不都合はないものとして，ここでは数値をそのまま利用する。

96年と04年の8年間を比較すると，会社＋個人事業所の企業ベースでみた中小企業数は74万以上，14.7%の減少を示している。そのうち，会社形式の組織だけをみると約13万，減少数全体の17.3%を占めるに過ぎず，減少のほとんどは個人事業所であることがわかる。また，減少数全体に占める小規模企業の割合は94.7%に達していることから，この間の中小企業数減少の中心は，常用雇用者の少ない小規模な個人事業所が中心であったということができる。

中小企業数の減少は資金需要の後退に結びつけて解釈できるが，8年間で15%程度の企業数の減少に対し，中小企業向け貸出は6年間で21.6%であった。さらに付け加えるならば，96年3月末と04年3月末で比較した場合，貸出減少は25.2%に達する。同じ8年間に中小企業数の減少を10%ポイントも上回るスピードで中小企業貸出は減少しており，その部分は景気要因による資金需要の後退と金融機関側の貸出態度の変化にもとづく要因によって説明されねばならないといえよう。

いずれにせよリレバンのアクションプログラムが発表される以前の数年間は，中小企業数の減少，急速な中小企業向け貸出の後退という現象が起こったのである。

この現象に対し，行政サイドは一方で金融機関の健全性を高めることによって経営体質を強化すべく不良債権処理を進めることを求め，他方で景気浮揚と地域経済の活性化に資するため企業活動の拡大をもたらすべく中小企業金融の再生を求めることとなった。この後者の課題に応えるものとして出てきたのがリレバン方針であった。

しかし，中小企業向け貸出の量的な拡大だけを追及するのでは経営の健全性と齟齬をきたす恐れがあることから，従来にない融資の手法や多様な企業バックアップ措置を推進することによって，中小企業再生を図ることを基本方針としたのである。

3. 中小企業金融の特性

リレバン方針が求めた中小企業金融の新しい手法や多様なバックアップ措置の意義を理解するためにも，ここで中小企業金融の特性そのものについて理解しておく必要がある。

中小企業金融の特徴を平石祐一氏は3点に絞って指摘している。第1は資金調達において直接金融の利用はほとんどなく，もっぱら間接金融に依存していること，第2は長期借入金の比重が高いこと，第3は借入条件の面で不利な状況におかれていることである。第3点についてはとくに担保設定で取締役個人の不動産の提供や個人保証に言及し，これらは大企業の借入条件では大多数で見られない現象としている[3)]。

『中小企業白書』2004年版においても「中小企業金融の特性」として，資金調達構造の面で借入依存度が高いこと，資金調達条件の面で「思い通り借りることができない」こと，すなわち資

金需要が十分に充足されていないこと，また金利，担保の面で企業規模が小さいほど厳しい条件設定となることが指摘されている[4]。

中小企業金融に関するいわば共通の認識として，第１に銀行などの間接金融に依存しており，直接金融のルートによる資金調達はほとんど利用されていないこと，第２にそのように代替的な調達手段を持っていないことから貸し手金融機関との交渉においても弱い立場を甘受せざるを得ず，資金量・条件設定で満足な供給を受けることができない状況であること，があげられる。事実，高度成長期に限らず低成長期に移行した後もこの点には基本的な変化はなく，また金融自由化が推進された後の時期においても大きな変化がないことから，日本経済の発展段階や金融システムの自由度の問題とは直接関係ない構造的な問題と認識されているともいえる。

そして，そのような構造的な問題の発生原因に関する理論的な整理では，規模の経済の作用や情報の非対称性の問題が感知されている。高橋徳行氏は中小企業金融の特徴を理論的に整理する際に，規模の経済と情報の非対称性をキーとしている[5]。

金融取引において規模の経済が働くということは，取引費用の問題が影響しているといえる。貸し手（銀行等）と借り手（企業）の間で新たな金融取引を始めようとする場合，あるいは既存の取引関係があったとしても新たなタイプの資金貸借が必要とされる場合など，審査コストが発生する。審査コストは銀行等の貸し手側だけにかかるのではなく，借り手企業の側にも必要書類の作成や説明などの形でかかることとなる。そして，この審査コストは金額の大小に比例するのではなく，取引頻度に比例すると考えられるので，より小規模な取引の場合には審査コストの実質的な負担はより重くなる。

また，貸し手側と借り手側の間での情報の非対称性は借り手企業の事業内容あるいは財務内容をすべて把握できないという点からいえば，企業規模の大小に関わらないと考えられる。むしろ，大企業の場合，情報開示がより進んでおり，その内容に関しても精度が高いとすならば，むしろ情報の非対称性は大企業で小さく，中小企業の場合には非対称性が大きくなるともいえる。

さらに，条件面でいえば，倒産確率等を考慮した場合，大企業と中小企業とでは信用リスクが異なり，金利面で中小企業金融が高くなる傾向はむしろリスクを評価に入れた合理的判断に基づくものと考えることができる。

資産保有状況が弱い中小企業において，信用リスクを考慮した場合，貸し手金融機関が通常の担保設定に加え経営者の個人財産を要求することや，第三者による保証を得ようとするのは，むしろ合理的な行動ということになる。

したがって，中小企業金融の特徴とされる問題点は，経済合理性を持たないものではなく，金融取引がリスクを反映した形で取り結ばれるという基本的な関係であることからいわば当然の帰結であると考えられることにもなる。

ただし，リスクの評価をどのように行っているのか，またその評価が正しく条件設定に組み込まれているのかという点になると，現実の中小企業金融では問題が残されているといえる。

信用リスクは倒産確率として計算できるものとしても，あくまでも確率に基づいてリスクプレミアムを上乗せすることによって融資を行うことに支障は無いはずである。しかし，現実には担保の上積み，個人保証等が求められ，リスクに対し過大ともいえる要求が中小企業に突きつけられている。その原因の１つは，銀行側がリスク評価をこれまで倒産確率という形で行ってきたのではなく，企業の財務上，外形上の条件を評価基準の基本とし，それに見合う担保価値を設定する方法を中小企業向け取引の中心に据えてきたからである。

また，従来の企業実績や物的担保価値を有する資産の保有を評価の基準とすることから，新規開業企業の資金需要には応えられないという「宿命」を持っている。

さらに，中小企業に対して資金供給の面で対応することは最も重要であるが，それ以外の企業強化の方策について金融機関がどのような貢献ができるのかという点について考える必要がある。量的な貢献と同時に質的な強化をはかる仕事である。

リレバン方針ではこれらの現実的な中小企業金融の問題点を克服する手法として，次に取上げるような取組みに注力し，成果をあげることができたといえる。

4. リレバンの成果

本稿において第２に検討すべき課題は，リレバンの取組みはどのような成果をあげたのか，中小企業金融の従来の制約を超える取組みはどの程度なされたのか，という点である。

基本的なデータは，07年７月に金融庁から公表された第２次アクションプログラム終了時までの進捗状況の報告である[6)]。

アクションプログラムにおいて「事業再生・中小企業金融の円滑化」を果たすための取組みとしてその実績報告が求められたのは次の４分野であった。①創業・新事業支援機能等の強化，②取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化，③事業再生に向けた積極的取組み，④担保・保証に過度に依存しない融資の推進。

「取組み実績等」の一覧表をみると，この４分野20数項目について取組みの件数・金額が記載されているが，本節ではその中でとくに大きな実績をあげたと思われる「創業等支援融資商品による融資」，「スコアリングモデルを活用した商品による融資」，「ビジネスマッチングの制約案件」の３点についてみてみよう。なお，「経営改善支援」については成果と同時に問題点も多々見出せることから節を改めて取上げることとする。

(1) 創業支援融資

創業等支援融資は，中小企業数の減少傾向を緩和させ，活力ある新しい企業群の創生を目指した開業を後押しする意味で，地域経済の活性化にもつながることから，積極的な取組みが期待され，また一定の成果を上げることができた分野である。

従来，地域金融機関は，融資に際して過去の事業実績や物的担保を重要な判断基準としてきた

ことから，創業時の金融には積極的に対応できなかった。新しい技術・ビジネスモデルを有するベンチャー企業の立ち上げが社会的に要請される中で，その創業時あるいは立ち上げ後の資金繰りをどのようにするのかが問題となったが，そこにポイントを置いた創業支援融資は広く歓迎されることとなった。

創業支援融資は，03年度と06年度を比較すると（地域金融機関4業態合計），件数で3.6倍，金額で4.1倍と，4年間の取組みで急速な伸びを示した項目である。1件当たり平均金額は03年度で900万円強，06年度で1,000万円強とわずかに増加しているが，1,000万円前後の水準となっている。06年度だけの実績でみても地域銀行・信用金庫ともに1,000万円強と，業態毎の金額差もみられない。

金融機関の側では従来の融資基準をそのまま適用するのではなく，新しい技術・ビジネスモデルの評価に基づいた審査基準が必要になり，いわゆる目利きの役割が大きな位置を占めることになる。技術的な評価では，外部の専門家の評価を参考にする必要もでてくる。そのため，リスクへの考慮が必要になるが，公的機関との連携・バックアップの制度を同時に利用するなど，地域をあげた取組みとする必要がある。

(2) スコアリングモデル融資

リレーションシップバンキングを「間柄重視の金融」というならば，リレバンの推進は地域金融機関と取引先企業との密接な関係を基盤とした金融取引を一層強めるということになる。この密接な関係とは，企業の財務データ等の定量的な情報＝ハード情報以外の様々な側面を持つ定性的な情報＝ソフト情報を，金融機関が収集・蓄積し，それを活用することによって取り結ばれる関係である。そのために金融機関には特別な情報収集コストが必要となり，経営効率性との両立が問題となる。

しかし，地域密着型金融の推進とは何も金融機関に高コスト体質で業務を行うことを求めているのではなく，トランザクション型金融取引の手法の積極的な活用によって，関係性と効率性の両立を促しているのであり，その点でスコアリングモデルを活用した融資は広く取組み実績を残している。

スコアリングモデルを活用した融資は，担保・保証に過度に依存しない融資の推進の一環として取組まれたもので，4年間の総計は78万9,678件，8兆0,471億円にのぼる。1件当たりの単純平均は1,000万円強となるが，創業支援融資の場合と同様，業態による金額の格差はほとんどあらわれていない。

スコアリングモデル融資は，金融機関によっては「クイックローン」と呼ばれているように，迅速に反応できる融資であることに特徴がある。従来からの間柄があるとはいえ，企業からの融資申込みに対し，金融機関側は一定の時間をかけ慎重に対応することになる。そのため，中小企業側の金融機関に対する要望として，小額でもすばやい融資決断を求める声は大きかった。この

要望に応えるものとして，財務データを中心としたチャック項目による機械的判断をベースとしたスコアリング融資は利用企業の側から歓迎されている。

スコアリングモデル融資が成功するためには，元になるデータの蓄積とそれを利用できる体制が必要不可欠である。その点で，CRD協会や信金中金の中小企業信用リスクデータベース（SDB）の役割は大きい。CRD協会には，07年3月末時点で法人167万，個人事業者50万の財務データ（うち合わせて20万以上のデフォルトデータを含む）が蓄積されており，そのデータに基づくスコアの精度がベースとなっている。また，スコアリングに基づく判定のシステム構築についても，外部サービス提供を利用することによってコスト負担の軽減がはかれる。

スコアリングモデル融資は，従来からの取引先だけでなく，ハード情報を基本としていることから，新規の取引先との融資にも利用できる面を持つ。金額は小額にとどまるとはいえ，新規にも対応できる仕組みとして，積極的な活用が望まれている項目である。

(3) ビジネスマッチング

地域金融機関が行う「取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化」の取組みは，そのものが融資量の拡大に結びつくものではないが，取引先の経営強化によって地域金融機関の強化にもつながるいわば質的な側面を持つものである。その中で，ビジネスマッチングの成約案件数は，03年度の6,228件から06年度には24,000件と3.9倍に拡大し，一定の成功をおさめている。

06年度を取り出してみると，地域銀行で19,542件，信用金庫・信用組合で4,458件と4倍以上の差が出ている。06年4月時点の債務者数を比較すると，地域銀行209万に対し，信用金庫・信用組合が220万であることからすれば，ビジネスマッチングに関しては地域金融機関4業態の中で取組みに濃淡がはっきりとあらわれており，地方銀行が取組みの中心にあるといえる。

商談会，ビジネスマッチングフェアを開催し，取引先企業同士の，あるいは新規の企業をも含むマッチングは，広く行われている。金融機関が単独で開催する場合だけに限らず，複数の金融機関による共同開催（業態の垣根を超え銀行と信用金庫との共済も含む）や，商工会議所など地域団体との開催もあり，協力機関として技術相談などの面で地元大学の支援を得ることは有効である。

開催は，国内に限らず，中国・上海での地方銀行合同商談会のように海外にもおよんでおり，工業機械分野で中国企業との新たな取引を望んでいる日本企業にビジネスチャンスを提供する絶好の機会となっている。

アクションプログラムの狙いは，リレーションシップ型の金融取引を強化することによって，中小企業をバックアップし，ひいては地域経済の活性化をもたらすことにあった。4年間にわたる集中的な取組みの中で，今回取上げた3点は著しい成果をあげたといえる項目である。しかし，創業支援融資は従来にない新しい基準に基づく取組みとはいえ，06年度をとってみれば4

業態で約700億円と，その規模はまだ小さな段階にとどまっているともいえる。スコアリングモデル融資も比較的小額の融資に対応できるにすぎず，中小企業金融の中核にまで育ったわけではない。

また，取組みの項目のうち，ほんの端緒にすぎない成果しか上げることができなかった項目，さらに地域金融機関4業態で取組みに著しい濃淡があらわれている項目もある。07年の新しい方針が，一律の取組みを求めるのではなく，3点に絞って共通の重点項目としているのは，そのような実績を踏まえた当然の帰結といえよう。

5. 経営改善支援の実績

経営改善支援の取組みは，03年3月に公表されたリレバン「アクションプログラム」において，当初から，中小企業金融の再生に向けた取組みのうち取引先企業に対する経営相談，支援機能の強化の柱として，その実績についても半期ごとに公表が要請された課題であった。

金融庁の発表により全地域金融機関の取組みを集計し，そのうち正常先に区分される債務者に対する支援を除き要注意先以下の区分に対してのみを取り出したのが表2である。集中改善期間（第1次アクションプログラム）では債務者数に対し8.9%の取組み実績となる。さらに，そのうち債務者区分がランクアップしたものは24.5%に達している。重点強化期間（第2次アクションプログラム）には，取組み比率が9.4%，ランクアップ比率が22.1%となる。つまり，4年間を通じ，経営改善支援は要注意先以下の全債務者に対し1割弱の取組みが行なわれ，そのうちほぼ4分の1のランクアップが達成されたということができる。

なお，要注意先以下の債務者全体に対しランクアップ実績を経営改善支援の実効比率（取組み比率×ランクアップ比率）と呼ぶとすれば，集中改善期間で2.2%，重点強化期間で2.1%となる。

(1) 経営改善支援の特徴

そこで第1の問題は，この実績をどのように評価すべきかという点である。

その際考えねばならないのは，経営改善支援は何を目標にし，どのような具体的取組みをし，何をもって成果を図るべきなのかという点であり，これらの整理が必要である。

経営改善支援とは，事業性の債務者が経営上の問題点を抱えている場合に，集中的に改善支援を行うものであり，「コンサルティング機能・情報提供機能等を活用した支援先の経費節減，業務再構築等に関する助言」がコアになる。その際，経営コンサルタント，公認会計士，税理士，弁護士などの外部専門家の手を借りる場合および金融機関の担当人材が派遣される場合など，地域金融機関の内外の力を集結させる必要がある。経営上の問題点と課題を発見することが重要であり，それは財務管理上の問題から，資産売却，業務再構築，組織再編，事業承継というような組織上の問題点にまでいたる広い範囲を扱うこととなる。

表2　業態別にみた経営改善支援の取組み実績

		03年4月～05年3月		05年4月～07年3月	
		経営改善支援取組み比率（%）	ランクアップ比率（%）	経営改善支援取組み比率（%）	ランクアップ比率（%）
地方銀行	要注意先 その他注意先	9.4	21.6	7.5	20.3
	要注意先 要管理先	22.5	34.9	24.3	33.9
	破綻懸念先	9.6	17.3	8.8	20.2
	実質破綻先	1.0	24.8	1.3	13.7
	破綻先	0.5	26.7	0.7	21.6
	小計	9.6	23.9	8.0	22.6
第二地銀	要注意先 その他注意先	8.8	21.9	10.1	19.9
	要注意先 要管理先	22.8	27.9	28.2	31.5
	破綻懸念先	10.0	19.9	11.0	25.5
	実質破綻先	0.8	23.6	1.2	26.4
	破綻先	1.0	21.7	0.9	43.9
	小計	8.9	22.7	9.9	22.3
信用金庫	要注意先 その他注意先	8.7	20.8	11.2	19.2
	要注意先 要管理先	18.4	36.6	24.0	36.1
	破綻懸念先	9.5	25.1	12.7	19.6
	実質破綻先	0.8	28.2	0.8	24.4
	破綻先	0.2	33.3	0.2	44.1
	小計	8.3	24.7	10.4	21.5

注）小計は要注意先以下の区分のみの集計。
出所）各協会発表より作成。

問題点の把握ができれば，どのような改善計画を立てるのかが重要なポイントとなる。計画立案には当事者たる事業者と金融機関，外部専門家の協力とともに，中小企業再生支援協議会との連携がはかられるケースも多い。

ただ，要注意先以下の債務者区分になった先だからといって，自動的に経営改善支援の取組みをする対象先となるのではない。金融庁が公表した「進捗状況」のまとめの中にも「自らがメイン先あるいは準メイン先となっている債務者の内，一定の与信残高以上の先であることや，経営改善の可能性，経営改善に対する意欲等を考慮して選定している金融機関が多い」[7]と指摘されているが，4年間の実績がまさにその点をあらわしている。

集中改善期間と重点強化期間を比べると，要注意先以下の取組み数が13.3%減少しているが，期初債務者数を比較してみると，03年4月と05年4月とで8.9%の減少となっており，経営改善支援の取組み先数の減少は債務者数の減少を上回っている。

金融機関側からみて「一定の与信残高以上」というような優先度の高い先から取組みが行なわ

れたことから，重点強化期間の取組み姿勢に変化があらわれた懸念が残る。

だが，同時に，当事者たる債務者側の意欲も非常に重要な要件であり，改善に意欲的であり協力姿勢の強い債務者に対する取組みが優先的に行われた後，重点強化期間には債務者側の協力姿勢を引き出す努力が一層必要となったことなど，当事者，金融機関両サイドの要因が考えられよう。

(2) 評価のポイント

経営改善支援の効果を考える際に，最も分かりやすい指標は，要注意先以下の債務者でランクアップが達成されたケースであろう。業態別債務者区分別にみた表１をみると，比較的経営上の問題が軽い要注意先でランックアップ比率が高く，債務者区分が下がるとランクアップ比率も低下するというような関係は見出せない。だが，それは経営改善支援の取組みを行った先に対するランクアップ比率としてみたからであって，経営改善支援取組み比率が債務者区分によって大きく異なることを考慮しなければならない。

経営改善支援の取組みは，3 業態ともに要管理先の債務者に対して行われている比率が最も高く，またその区分で高いランクアップ比率が達成されている。それに対し，実質破綻先，破綻先に対しては 1％前後の取組みしか行われておらず，その中でランクアップに結びついているケースがあらわれているが，これはそもそも対象を絞り込んだ上でのことである。経営改善支援の実効比率という考え方からすれば，改善見込みがあり，当事者の協力姿勢も強い，要注意先債務者に対する取組みが改善支援の中心ということになる。

だが，経営改善支援の取組みはなにも要注意先以下の債務者だけに対して行われているのではなく，正常先の債務者に対しても行われている。その割合は，集中改善期間で全取組みの 10.9%，重点強化期間で 7.9% に達している。

正常先に対して経営改善支援が行われているケースは，財務上の問題以外に組織上の問題を抱えている場合，債務者区分では正常先であっても，広い意味での経営上の問題を抱えているということになり，それが財務上の問題にまで影響する前に措置することができるという意味では，効果を有していると判断できる。実際，正常先で改善支援の取組み先のうち，期末に債務者区分が変化せず正常先を維持できた先は，集中改善期間で 44.6%，重点強化期間で 46.8% であった。

また，要注意先以下の債務者に対する場合でも，ランクアップが達成されなかったからといって，経営改善支援の効果が出ていないと評価すべきではなく，より経営状態が悪化するのを防いだという意味であるならば，成果を上げているといってもよいことになる。要注意先以下で期末に債務者区分が変化しなかった先の比率は，集中改善期間で 55.9%，重点強化期間で 59.6% に達する。

正常先，要注意先のランクダウンを防止する意味まで含めて，経営改善支援の効果は評価され

るべきといえよう。

(3) 取組みの濃淡

第2の問題は，金融機関によって経営改善支援への取組みに濃淡がみえることである。

表3は，経営改善実績を実効比率の高い順にみたものである。重点強化期間においてランクアップというポイントから実効比率順に並べると，ネット上で全債務者区分についてのデータが公表されている地域銀行92行(110行中)のうち，経営改善実効比率が 4％以上に達している地域銀行が92行中10行ある。反対に実効比率が低い銀行では取組み比率が低いことが主な原因であるが，取組み比率 6％以下という特に低い水準に07年3月期決算の資産規模で地方銀行上位10行中6行が入っている点が，取組み水準の全体的低迷を象徴しているともいえる。

なお，広島銀行は，要注意先だけをみた場合，取組み比率54.9%と非常に高い実績を示しているが，破綻懸念先以下の取組み状況や期初債務者数のデータがないために92行の中に入れていない。

これら10行を本来の中小企業向け貸出と消費者ローンの融資構成から分類してみる。なお，ここで本来の中小企業向け貸出とは，各行の決算説明資料中にある中小企業等貸出比率から消費者ローン（あるいは個人ローン）比率を控除したものであり，中小企業向けの事業性資金のみを取り出したものと考える。

10行のうち，愛媛銀行，八千代銀行，阿波銀行は，本来の中小企業向け貸出比率が60%を超え，消費者ローン比率は25%未満という，中小企業貸出特化型の構造を持っている。それに対し，北洋銀行，武蔵野銀行は，中小企業者向け貸出比率が50%未満である一方で，消費者ローン比率が30%を超える，いわば消費者ローン強化型である。

北都銀行，岩手銀行は，中小企業者向け貸出比率も消費者ローン比率もともに地域銀行平均水

表3　経営改善支援実績の高い地域銀行　（単位は%）

	ランクアップ比率	経営改善取組比率	実効比率
北洋銀行	25.4	38.2	9.71
愛媛銀行	33.9	28.3	9.59
武蔵野銀行	44.4	21.5	9.55
北都銀行	34.8	17.5	6.10
八千代銀行	29.4	19.7	519
岩手銀行	26.9	21.5	518
千葉興業銀行	23.8	23.9	5.70
四国銀行	17.3	28.8	4.99
阿波銀行	28.1	16.4	4.59
札幌銀行	21.3	20.3	4.32

出所）各行の進捗状況報告より作成。

準よりも低く，それ以外の中堅・大企業および地公体向け貸出のウエイトが高い銀行である。

残り3行，千葉興業銀行，四国銀行，札幌銀行は，ともに中小企業向け貸出比率が50%台で消費者ローン比率には差があるものの，両者のバランス型とでも分類できる地域銀行である。

経営改善支援実績の高い10行を取上げただけでもこのようにそのタイプはまちまちである。つまり，中小企業向け貸出に特化した地域銀行において経営改善支援の必要性が高く，また真剣な取組みの結果，高い実績を残しているというように簡単には言えないということである。

また，経営改善支援活動が本来の中小企業向け貸出の増加につながっているかについて，重点強化期間を対象として92行の経営改善取組み比率および経営改善実効比率と，05年3月末と07年3月末の本来の中小企業貸出の増減率の関係をみると，前者の場合で相関係数0.0251，後者の場合で0.1886となった。

経営改善支援が中小企業向け貸出の増加に対して直裁にプラスの効果を持っているという仮説はこの限りではいえないことになる。貸出額の増加は，正常先債務者の企業活動の高揚（不良債権を増やさない貸出増加）や新規融資先の開拓などの活動によってもたらされる部分が大きいとすれば，要注意先以下への経営改善支援活動の強度をもって関係を見出すことは困難といわざるをえないかもしれない。

リレバンの成果を総括する際には，量的な側面と質的な側面の量面からの評価が重要になる。経営改善支援は，質的な強化の取組みであるが，債務者の経営状態の向上が融資量の拡大に結びつくことが十分に考えられるが，これまでのところ両者の間に直接的な関係が見出しにくいことも事実である。

だが，ランクダウンを防止するという意味からいえば，その効果を計る物差しは異なったものとなる。そして，その際には，取組み比率の上昇という形で，地域金融機関が債務者の質的強化に本腰となることが必要となるだろう。

債務者の経営状態を多面的に観察し，問題点を発見した場合には当事者との協力関係の下，計画を立案し，それを実行した上で，さらにその後のフォローも必要となるということからいえば，経営改善支援の取組みはまさに地域金融機関のモニタリング機能の姿そのものであるといえる。

6. リレバンの残された問題点

03年度から06年度までの4年間にわたるリレバン・地域密着型金融の取組みは一定の成果をあげ，地域金融機関に定着したことを前提に，07年度以降は「恒久的」措置として継続されることとなったことは本稿のはじめに述べたところである。ここであえて「一定の成果」と言っているのは，次のような問題が残されているからである。

リレバンの基本線は，中小企業金融の再生と新構築を多面的に図り，よって地域経済の振興と利用者の利便性を向上させることにある。また，そのことを可能にする体制整備として地域金融

機関には収益性・健全性の向上，経営力の強化を図ることが求められた。地域金融機関が，地盤とする地域経済といわば運命共同体の関係にあることからすれば，中小企業金融の再生と新構築の取組みを通じて地域における取引先企業の活動を高揚させることは，自らの存在条件である地域経済の活性化につながり，活動の核をなす。

だが，地域金融機関の中小企業向け貸出はこの4年間の取組みにおいても第1に量的にみて拡大に成功したとはいえず，また地域銀行においては中小企業者向け貸出比率を低下させており，第2に足元の中小企業の存続が不安定化している傾向が継続している。

第1の貸出金残高の推移であるが，03年3月末に国内銀行（銀行勘定）＋信用金庫の中小企業向け貸出金残高が235兆円であったが，その後も残高は05年6月末の212兆円まで減少を続け，その後若干の回復を示したとはいうものの，07年3月末で225兆円にとどまっている。リレバン方針が打ち出された03年3月以降戦後最長となる長期にわたる経済成長を続けているという中で，まだ開始時点の水準を下回ったままである。

中小企業者向け貸出比率の低下とは，地域銀行の貸出金が05年以降対前年同月比で増勢を示すようになったとはいうものの，融資先の内訳でみれば中小企業者向け貸出比率がわずかながら低下し，住宅ローンを中心とした消費者向け貸出が伸びていることを指している。

ここでいう中小企業者向け貸出比率とは，各銀行の決算説明資料において「中小企業等貸出比率」として公表されている比率から「消費者ローン残高」（あるいは「個人向けローン残高」）として公表されている計数を差し引いたものであり，本来の中小企業・個人事業者向けの事業性貸出金のみの比率としてみたものである。地方銀行では05年3月末に47.90%であったが07年3月末には46.02%へと，また第二地銀では同期間に56.49%から55.25%へと，低下している。

第2の点についていえば，中小企業者数のマクロの減少傾向が継続しており，中小企業金融の分野で金融機関が活動する基盤そのものが不安定化しているといえる。すでに中小企業数が減少していることについては触れたが，リレバン以後もその減少傾向は止まっておらず，地域金融機関の取引先数の減少という形で影響を与えているといえる。

金融庁からリレバンの進捗状況に関する報告が第1次，第2次アクションプログラムの各々でまとめられているが，その中の「要注意先債権等の健全債権化に向けた取組み」という資料の中に業態毎の経営改善支援の取組み実績が報告されており，対象とする債務者の期初における先数が記載されている。ここで債務者数とは，個人事業者を含む取引先企業数であり，個人ローン・住宅ローンのみの取引先は含まれないので，いわば事業性資金の取引対象先としてリレバンの核となる部分である。

表4は，地方銀行（埼玉りそな銀行を含む），第二地銀，信用金庫，信用組合の地域金融機関4業態別にみた期初債務者数の推移を，03年4月と06年4月とで比較したものである。

この3年間に債務者数は4業態合計で20万先以上，4.5%減少している。その内訳は，正常先が最も多く減少数の59%に当たる約12万先である。しかし，もともと正常先は債務者数のう

ち 81.7%（03 年 4 月）と最大の部分であるので，減少の際に大きな割合を占めていることは不思議なことではない。

正常先の減少で注意しなければならないのは，地方銀行，第二地銀の減少が 5～ 6 % なのに対し，信用金庫，信用組合ではいずれも 1 % 未満であるという点である。要注意先において経営改善支援が実施されランクアップがはかられたならば，それは正常先数の増加要因となるが，この点でいえば第 1 次リレバン（03 年 4 月～05 年 3 月）の実績をみる限り，「その他要注意先」のラ

表 4　期初債務者数の推移

			03 年 4 月	06 年 4 月	変化実数	減少率(%)
地方銀行	正常先		1,331,711	1,255,251	−76,460	−5.7
	要注意先	うちその他要注意先	181,800	198,251	16,451	9.0
		うち要管理先	25,553	11,995	−13,558	−53.1
	破綻懸念先		35,299	35,214	−85	−0.2
	実質破綻先		23,007	18,983	−4,024	−17.5
	破綻先		11,520	6,131	−5,389	−46.8
	合計		1,608,890	1,525,825	−83,065	−5.2
第二地銀	正常先		472,995	444,212	−28,783	−6.1
	要注意先	うちその他要注意先	94,222	87,771	−6,451	−6.8
		うち要管理先	9,266	4,379	−4,887	−52.7
	破綻懸念先		16,752	16,329	−423	−2.5
	実質破綻先		11,680	9,694	−1,986	−17.0
	破綻先		6,864	3,673	−3,191	−46.5
	合計		611,779	566,058	−45,721	−7.5
信用金庫	正常先		1,431,867	1,422,014	−9,853	−0.7
	要注意先	うちその他要注意先	208,040	192,995	−15,045	−7.2
		うち要管理先	30,752	11,798	−18,954	−61.6
	破綻懸念先		44,886	38,636	−6,250	−13.9
	実質破綻先		36,984	31,270	−5,714	−15.4
	破綻先		21,425	13,267	−8,158	−38.1
	合計		1,773,954	1,709,980	−63,974	−3.6
信用組合	正常先		432,249	428,529	−3,720	−0.9
	要注意先	うちその他要注意先	32,592	34,631	2,039	6.3
		うち要管理先	8,553	3,717	−4,836	−56.5
	破綻懸念先		8,667	7,776	−891	−10.3
	実質破綻先		9,499	9,406	−93	−1.0
	破綻先		5,739	4,735	−1,004	−17.5
	合計		497,299	488,794	−8,505	−1.7
合計	正常先		3,668,822	3,550,006	−118,816	−3.2
	要注意先	うちその他要注意先	516,654	513,648	−3,006	−0.6
		うち要管理先	74,124	31,889	−42,235	−57.0
	破綻懸念先		105,604	97,955	−7,649	−7.2
	実質破綻先		81,170	69,353	−11,817	−14.6
	破綻先		45,548	27,806	−17,742	−39.0
	合計		4,491,922	4,290,657	−201,265	−4.5

注）機関数の変化は，第二地銀 03 年 48 行→06 年 46 行，信用金庫 298 金庫→287 金庫，信用組合 175 組合→168 組合。地方銀行は埼玉りそな銀行を含め 65 行で変化なし。

出所）金融庁，1 次および 2 次アクションプログラム進捗状況報告のうち「要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組み」より。

ンクアップ比率は地域銀行で21.7%に対し，信用金庫・信用組合では21.1%と，ほぼ同水準であり，この点では差がない。

しかし，正常先の経営改善支援に対し，債務者区分が変化しなかった，つまり正常先のまま期末を迎えることができた先は地域銀行で34.6%に過ぎないのに対し，信用金庫・信用組合では60.0%と，大きな差が生じている。

前節ですでに正常先に対する経営改善支援の意義について述べたが，この点で信用金庫・信用組合の方がより成功を収めているということができる。

その他，4業態を通して要管理先の先数減少が顕著であるなど，検討を要するところがあるが，ここでは中小企業者数のマクロの減少が継続し，債務者数の減少として地域金融機関の経営基盤を不安定化させていることを指摘するにとどめる。

さらに問題点として，経営改善支援に関して触れたように金融機関によって取組みに濃淡がみられる点である。これは，個別金融機関レベルと業態レベルの両方についていえる。

リレバンの取組み実績の中で金額的に最大のものは，シンジケート関連である。06年度の実績でみれば，シンジケートローンの組成（アレンジャー）とシンジケートローンへの参画（融資団）合わせて8,142件，金額にして3兆5千億円に達している。だが，そのうち地域銀行が件数で87.2%，金額で94.7%を占めている。とくにアレンジャーでは金額で97.6%を地域銀行が占めている。シンジケートローン関連では大手地方銀行を中心とした一部の機関への集中が起こっており，業態間の格差が著しい。

その他ノンリコースローンでは件数・金額で地域銀行が97.9%，99.3%を占め，私募債の引受けでは各々95.1%，96.4%，社債発行支援では件数の95.7%など，地域銀行の取組みが圧倒的で，信用金庫・信用組合では取組み実績がほとんど出ていない項目がある。

しかし，これらは取引先企業が複数の資金調達手段を選択できるほど十分な規模を有していることが前提となるものであり，地域銀行と信用金庫・信用組合の間で中小企業取引先とはいえ，その階層には格差があることに発している。

つまり，中小企業金融の新たな手法を利用できる対象先をどれほどつかんでいるのかが実績の違いにとなって現われているのであり，そのため業態間の格差が出る項目と出ない項目が混在することになる。金融機関の特性に応じて一律に取組み実績を評価することはできないというわけである。

以上の問題に加えて，最大の問題といえるのが中小企業金融の担い手の範囲をどのように考えるのかという点である。第2節において触れたように，中小企業向け貸出において最大の出し手金融機関は都市銀行である。03年第4四半期以降，日本銀行が出している「貸出先別貸出金」では国内銀行の業態毎の内訳を公表しなくなった。しかし，その後07年に至るまでも国内銀行の中小企業向け貸出金残高は170～180兆円台で推移しており，地域銀行の中小企業向け貸出が急速な伸びを示したという証拠がないことから，その後も都市銀行が最大の出し手である事態に

基本的に変化は無いものと考えられる。

リレバン方針は，中小企業金融の再生を通じて地域経済の活性化を図るというものであったが，金融庁が進捗状況のチェックを行うリレバン対象機関は，地域金融機関 4 業態であり都市銀行は含まれていない。都市銀行，あるいはメガバンクの行動原理が地域金融機関と異なるとはいうものの，中小企業金融を担っているならば，その部分に限ってみた場合には共通の「原理」が当てはまると考えられないだろうか。最大の出し手機関を除いてリレバン推進を行うというのはどうも理解できない点である。

あえていうならば，都市銀行はリレバン方針で示したような取組みについては行政主導でチェックするまでもなくすでに十分に実施しているということなのか。しかし，地域密着型金融の特色は地域貢献という点にあり，この点で都市銀行の貢献をチェックする必要はなかったのか，問題として残るところであろう。

7. 協同組織金融機関の見直し

本稿の最後に，新たな検討課題として提起された協同組織金融機関の見直しに関して触れよう。

規制改革・民間開放推進会議（内閣府に 04 年 4 月に設置された審議会，07 年 1 月 25 日で終了し，規制改革会議が後継組織となっている）は，最後の答申として「規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申―さらなる飛躍を目指して―」を 06 年 12 月 25 日付けで出した。その中で，協同組織金融機関に関する法制の見直しを 07 年に開始する方向性が盛り込まれ，金融システムのあり方に関わる議論に注目が集まることとなった[8)]。

第 3 次答申では，協同組織金融機関の業務および組織に関わる法制度上の総合的な検討は，1990 年 7 月の金融制度調査会・金融制度第一委員会作業部会報告「協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について」以来行われておらず，その後の金融環境の変化に対応すべくその「存立意義の視点」からの再検討が必要であると述べている。そして，とくに協同組織金融機関の中でも信用金庫・信用組合に限定した形での見直しポイントとして，第 1 に業務や資金調達手段の制約，第 2 に税制上の優遇措置，第 3 にガバナンスの問題をあげている。

第 1 の業務や資金調達手段の制約とは，預金・貸出金の員外取引制限や株式会社ではないことから株式・社債という市場性手段に基づく資金調達が行えないことを意味している。

第 2 の税制上の優遇措置とは，法人税の基本税率が 22% と銀行の 30% に比べ低いことを指しているが，この優遇措置の根拠を何に求めるのかに関する再検討が必要というのである。

第 3 のガバナンス問題とは，株式会社組織の金融機関に比べガバナンスが十分に機能していないのではないかという懸念があることを指しており，制度面の整備の必要性に触れている。

これら再検討を要するとしている 3 点は，協同組織金融機関としての本質に関わるところから発しているものであり，そのことから再検討とはすなわち協同組織金融機関の株式会社への移行

を促すという含意であることが問題となった。そのため，信用金庫・信用組合業界では金融機関としてのあり方そのもの，金融機関としての今後の経営継続性に関わる問題提起として受け止められ，「本質」に関わる議論を喚起させることとなった。

問題となるのは，今日の経済システム，金融環境において，協同組織金融機関がいかなる存在意義を有しているのか，という点である。が同時に，第3次答申で見直しの必要性に触れているのが協同組織金融機関全般についてではなく，「協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）」と書かれているように，この2業態に限定した形となっている。もちろん，農漁協等についても同様の原理に基づいて考えねばならないといえるが，当面の問題として信用金庫・信用組合に限定して考えることとされている。

しかし，そのような限定をつけていることの意味をどのように考えるべきか，それによって再検討する際の視角が明確にできるといえよう。

03年からリレバンの推進が行われたが，その対象金融機関はすでにみたように地域銀行と信用金庫・信用組合であった。中小企業金融の担い手として，また中小企業再生を通じて地域経済活性化を果たす主体として，金融庁にとって地域銀行と信用金庫・信用組合は同列に位置づけられている。もちろん，農漁協や労働金庫が直接金融庁管轄の金融機関ではないことも大きいが，中小企業金融の専門金融機関であるという点で，地域銀行と信用金庫・信用組合を一括に取り扱うことには意味があるといえよう。本来，縦割り行政の垣根を超えて議論すべき推進会議が，協同組織金融機関として信用金庫・信用組合に限定しているのは，つまり協同組織金融機関の法制上の見直しは中小企業金融機関としての性格と専門性に連動した問題と考えることができるからだといえよう。

したがって，協同組織とはそもそもどのような原理を持ち，どのような役割を果たしているのか，株式会社組織とはどのような機能上の相違があるのか等の論点は重要であるが，当面中小企業金融機関としての役割において地域銀行と信用金庫・信用組合はどのような違いがあるのか，そして違いがあるとすればそれは何に由来しているのか，という点に考察を集中させることは意義のあることと考えられる。

本稿で行ったリレバン方針の成果と問題点の検討はまさに協同組織金融機関の見直しの際にそのベースとして考慮されねばならない点である。しかしその際，地域銀行（地方銀行・第二地銀）と信用金庫・信用組合という4業態をすべて検討の対象とするのではなく，信用組合を除く3業態に絞ることが妥当といえる。その理由は，協同組織金融機関の法制上の見直しによって現実に株式会社への転換が問題になるのは，すべての協同組織金融機関ではなく一定規模以上の場合に限られるからである。つまり，最大規模の信用組合をさらに超える範囲が現実的な問題となっている以上，信用組合を除いた形で議論を行っても問題は生じないと考えられるからである。その基本線の上で，どのように協同組織金融機関の見直し論議にあたるのか，これが次の問題となる。

注

1）金融審議会金融分科会第二部会「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について―地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を―」2007年4月。

2）国内銀行では広義の中小企業向け貸出金から個人向け，地方公共団体向け，海外円借款等を控除し，信用金庫では全貸出金からこれら3項目を控除している。

3）平石祐一「中小企業金融」金融辞典編集委員会編『大月金融辞典』大月書店，2002年，365ページ。

4）中小企業庁『中小企業白書』2004年版，227ページ。

5）高橋徳行「中小企業金融の特徴」藪下史郎・武士俣友生編『中小企業金融入門』第2版，東洋経済新報社，2006年。

6）金融庁「『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』に基づく取組み実績と総括的な評価について」2005年6月，「地域密着型金融（平成15～18年度第2次アクションプログラム終了時まで）の進捗状況について」2007年7月。

7）金融庁「要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの概要」2007年7月，1ページ。

8）規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申―さらなる飛躍を目指して―」2006年12月，106–107ページ。